

証券コード 5185  
平成27年 6 月 11 日

株 主 各 位

埼玉県上尾市菅谷三丁目105番地  
**株 式 会 社    フ   コ   ク**  
代表取締役社長    河 本 次 郎

## 第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年 6 月 26 日（金曜日）午前10時（午前 9 時受付開始）

2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心 3 番地 2  
ラフレさいたま 桜ホール（3階）

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第62期（平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31 日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第62期（平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31 日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第 1 号議案 剰余金処分の件  
第 2 号議案 定款一部変更の件  
第 3 号議案 取締役 5 名選任の件  
第 4 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件  
第 5 号議案 監査等委員である補欠取締役 1 名選任の件  
第 6 号議案 取締役及び監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
第 7 号議案 当社株式等の大量買付行為等に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.fukoku-rubber.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における経済情勢を見ますと、米国は年初の寒波による落ち込みから景気回復へと向かい、堅調を維持しましたが、欧州では停滞感を払拭するほどの動きはなく、アジアでは中国及び韓国の景気の鈍化やタイの政情不安が影を落とすなど、地域ごとに様々な様相を呈しました。我が国では、消費税増税前の駆け込み需要の反動による低迷に悩みつつ、企業収益の改善を軸に回復基調を辿る中、9月には円安が急進、株価も反発し、足元では持ち直しに向けた動きが続いております。

当社グループの主要顧客先である自動車産業におきましては、日本国内における販売が低迷したものの、引き続き北米や新興国を中心としたグローバルマーケットの需要増に対応しながら生産を伸張させております。

このような状況下、当社グループの業績も順調に推移し、連結売上高は前年同期比9.0%増の700億67百万円と3期連続で過去最高を更新しました。損益面では営業利益が前年同期比13.3%増の34億54百万円、経常利益が同16.9%増の41億13百万円、当期純利益が同13.5%増の27億89百万円となり、経常利益、当期純利益は今期過去最高を更新しております。

当連結会計年度における事業別の概要は次のとおりです。

##### <機能品事業>

国内外における受注の好調を反映し、売上高は前年同期比8.9%増の345億5百万円、セグメント利益は同2.2%増の34億86百万円となりました。

##### <防振事業>

国内外における受注の好調を反映し、売上高は前年同期比7.7%増の276億95百万円、セグメント利益は同15.7%増の28億71百万円となりました。

# < 金属加工事業 >

主に国内トラック及び建機関連の受注が好調だったことから、売上高は前年同期比19.4%増の61億82百万円となりました。一方、セグメント利益は、年金資産の運用状況が前年に比して鈍化したことによる退職給付費用の増加や工場再編等のコストの増加により、前年同期比85.7%減の18百万円となりました。

# < その他 >

ウレタン事業縮小の影響により、売上高は前年同期比3.9%減の30億16百万円となりました。一方、セグメント利益はホース事業の受注の好調を受け、24百万円となりました（前年同期は1億59百万円の損失）。

## ② 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は61億11百万円で、その主なものは当社及びサイアムフコク株式会社における機械装置等とフコクベトナム有限会社における工場建設等であります。

## ③ 資金調達の状況

特記すべき資金調達を行っておりません。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分                       | 第 59 期<br>(平成24年3月期) | 第 60 期<br>(平成25年3月期) | 第 61 期<br>(平成26年3月期) | 第 62 期<br>(当連結会計年度<br>(平成27年3月期) |
|---------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高                     | 54,469               | 56,906               | 64,300               | 70,067                           |
| 経 常 利 益                   | 3,267                | 3,072                | 3,519                | 4,113                            |
| 当 期 純 利 益                 | 2,323                | 1,898                | 2,457                | 2,789                            |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 ( 円 ) | 135.35               | 110.53               | 142.90               | 161.99                           |
| 総 資 産                     | 47,731               | 50,044               | 55,804               | 63,835                           |
| 純 資 産                     | 23,302               | 26,117               | 30,490               | 34,973                           |

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                        | 資 本 金      | 議決権比率          | 事 業 内 容              |
|------------------------------|------------|----------------|----------------------|
| 末 吉 工 業 株 式 会 社              | 80百万円      | 100%           | 金属加工部品の製造販売          |
| 株式会社東京ゴム製作所                  | 298百万円     | 100%           | ホース等ゴム製品の製造販売        |
| 韓 国 フ コ ク 株 式 会 社            | 4,372百万ウォン | 80%            | 機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の製造販売 |
| タ イ フ コ ク 株 式 会 社            | 64百万バーツ    | 51%            | 防振ゴム製品の製造販売          |
| サイアムフコク株式会社                  | 480百万バーツ   | 99%            | 機能品ゴム製品の製造販売         |
| タイフコクバナプラスファウンドリー<br>株 式 会 社 | 15百万バーツ    | 26%<br>(26%)   | 防振ゴム製品の製造販売          |
| 株式会社フコク東海ゴムインドネシア            | 8,550千米ドル  | 80%            | 防振ゴム製品の製造販売          |
| 株 式 会 社 ト リ ム ラ バ ー          | 100千米ドル    | 100%<br>(100%) | ホース等ゴム製品の製造販売        |
| フコクインディア株式会社                 | 355百万ルピー   | 100%<br>(0%)   | 機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の製造販売 |
| フコクベトナム有限会社                  | 7,000千米ドル  | 100%           | 機能品ゴム製品の製造販売         |
| 上 海 フ コ ク 有 限 公 司            | 160百万円     | 80%            | 機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の製造販売 |
| 東 莞 フ コ ク 有 限 公 司            | 3,000千米ドル  | 100%           | 機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の製造販売 |
| 青 島 フ コ ク 有 限 公 司            | 2,010千米ドル  | 90%<br>(40%)   | 防振ゴム製品の製造販売          |
| フコク（上海）貿易有限公司                | 1,000千米ドル  | 100%           | 機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の販売   |
| フコクアメリカインク                   | 2,411千米ドル  | 100%           | 機能品ゴム製品の製造販売         |
| フコクメキシコ株式会社                  | 45百万ペソ     | 100%<br>(11%)  | 機能品ゴム製品の製造販売         |
| フコクチェコ有限会社                   | 60百万コルナ    | 100%           | 機能品ゴム製品の製造販売         |

（注）議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数で示しております。

### ③ その他

イ. 重要な業務提携の状況

該当事項はありません。

ロ. 重要な技術提携の状況

| 相 手 先                     | 契 約 内 容             |
|---------------------------|---------------------|
| 河 北 富 躍 鉄 路 装 備 社 (中 国)   | 鉄道用ゴム部品の製造に係る技術供与契約 |
| 南 京 富 国 勃 朗 峰 橡 胶 社 (中 国) | 鉄道用ゴム部品の製造に係る技術供与契約 |

### (4) 対処すべき課題

当社グループの事業は、自動車産業を始めとして建機、鉄道、O A、医療など、グローバルに展開している国内外メーカーに製品を供給することで成り立ち、目まぐるしく変化  
する世界情勢と最適地生産・調達の流れの中で、熾烈な競争にさらされております。

足元の経済情勢を見ますと、日本国内はアベノミクスの効果によって企業業績や雇用情  
勢に明るさが戻り、米国は引き続き堅調を維持、新興国でも鈍化傾向ながら概ねプラス成  
長を続けておりますが、一方でユーロ圏が一進一退の様相を呈し、イスラム圏やウクライ  
ナ等の地政学的リスクが影を落とすなど、依然として不透明感は払拭されないままです。

自動車産業はグローバルベースで生産を伸張させつつありますが、各メーカーとも新興  
国市場への参入、部品の共通化、H VやE V、燃料電池車の開発など、新たな競争構造へ  
の対応を迫られております。円高と震災によってサプライチェーンの再編及び海外シフ  
トを進めてきた日本のメーカーも、空洞化懸念に悩まされつつ、新たに伸びゆく地域にお  
いて従来の枠組みを超えたビジネスに適応してきました。現在は為替が円安に振れてい  
るため、国内外のバランスも調整局面に入っておりますが、グローバル事業展開の重要  
性は今後も変わらないものと予想されます。

長期的・持続的な発展を目指す当社グループとしまでも、このような流れに追従して  
いくため、アジア・アセアン中心の体制に加えて東欧、中米へと新拠点を拡張、事業移管  
の推進、グローバル事業管理の体制整備などに取り組んでおります。そのため、投資の先  
行とコスト増の影響を被っておりますが、『新しい価値創造に挑戦し、夢あふれる未来づ  
くりに貢献する』という企業理念に則して、新技術・新商品の開発、原価の低減に注力  
し、引き続き世界中のお客様の要望に応えられる商品並びにサービスの充実を図ってまい  
ります。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、次に掲げる事業を行っております。

| 事業名    | 主要製品及び事業内容                  |
|--------|-----------------------------|
| 機能品事業  | シール部品及びワイパーブレードラバー等の製品の製造販売 |
| 防振事業   | ダンパー及びマウント等の製品の製造販売         |
| 金属加工事業 | トラック及び建設機械用金属部品等の製品の製造販売    |
| その他の事業 | ホース等ゴム製品の製造販売               |

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

① 当社

|         |         |            |
|---------|---------|------------|
| 株式会社フコク | 本社・上尾工場 | 埼玉県上尾市     |
|         | 東京事務所   | 東京都台東区     |
|         | 大阪営業所   | 大阪府大阪市淀川区  |
|         | 藤沢営業所   | 神奈川県藤沢市    |
|         | 群馬工場    | 群馬県邑楽郡邑楽町  |
|         | 群馬第二工場  | 群馬県邑楽郡千代田町 |
|         | 愛知工場    | 愛知県高浜市     |
|         | 西尾工場    | 愛知県西尾市     |

② 国内子会社

|             |      |            |
|-------------|------|------------|
| 末吉工業株式会社    | 本社工場 | 埼玉県北足立郡伊奈町 |
|             | 上尾工場 | 埼玉県上尾市     |
| 株式会社東京ゴム製作所 | 本社工場 | 神奈川県藤沢市    |

### ③ 在外子会社

|                       |          |                 |
|-----------------------|----------|-----------------|
| 韓国フコク株式会社             | 本社       | 韓国京畿道安山市        |
|                       | 保寧工場     | 韓国忠清南道保寧市       |
| タイフコク株式会社             | 本社       | タイ国バンコク市        |
|                       | 工場       | タイ国チャチェンサオ県     |
| サイアムフコク株式会社           | 本社工場     | タイ国サムトプラカン県     |
|                       | コラート第一工場 | タイ国ナコンラチャシマ県    |
|                       | コラート第二工場 | タイ国ナコンラチャシマ県    |
|                       | コラート第三工場 | タイ国ナコンラチャシマ県    |
| タイフコクパナプラスファウンドリー株式会社 | 本社工場     | タイ国サムトプラカン県     |
| 株式会社フコク東海ゴムインドネシア     | 本社工場     | インドネシア国西ジャワ州    |
|                       | 第二工場     | インドネシア国西ジャワ州    |
|                       | 第三工場     | インドネシア国西ジャワ州    |
| 株式会社トリムラバー            | 本社工場     | インドネシア国西ジャワ州    |
| フコクインディア株式会社          | 本社工場     | インド国マハラシュトラ州プネ市 |
| フコクベトナム有限会社           | 本社工場     | ベトナム国ハノイ市       |
| 上海フコク有限公司             | 本社工場     | 中国上海市           |
| 東莞フコク有限公司             | 本社工場     | 中国東莞市           |
| 青島フコク有限公司             | 本社工場     | 中国青島平度市         |
| フコク（上海）貿易有限公司         | 本社       | 中国上海市           |
|                       | 北京営業所    | 中国北京市           |
| フコクアメリカインク            | 本社工場     | 米国サウスカロライナ州     |
| フコクメキシコ株式会社           | 本社工場     | メキシコ国グアナファト州    |
| フコクチェコ有限会社            | 本社工場     | チェコ国ウースチー州      |

## (7) 使用人の状況（平成27年 3月31日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分        | 使用人数（名）       | 前連結会計年度末比増減（名） |
|-------------|---------------|----------------|
| 機 能 品       | 2,745 (1,335) | 338 (118)      |
| 防 振         | 1,310 (464)   | 39 (△67)       |
| 金 属 加 工     | 168 (44)      | 13 (13)        |
| そ の 他       | 108 (81)      | 2 (10)         |
| 全 社 （ 共 通 ） | 302 (20)      | △11 (9)        |
| 合 計         | 4,633 (1,944) | 381 (83)       |

（注） 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員数（契約社員、パート）は（ ）に年間の平均人数を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものであります。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数（名）     | 前事業年度末比増減（名） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） |
|-------------|--------------|---------|-----------|
| 1,171 (543) | 35 (57)      | 41.3    | 13.9      |

（注）使用人数は就業人員であり、臨時従業員数（契約社員、パート）は（ ）に年間の平均人数を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況（平成27年 3月31日現在）

当社グループの主要な借入先及び借入額は、以下のとおりであります。

| 借 入 先                     | 借 入 額    |
|---------------------------|----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 3,400百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 1,373百万円 |
| 株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行     | 1,108百万円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 621百万円   |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 160百万円   |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 70,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 17,609,130株 |
| ③ 株主数        | 16,426名     |
| ④ 大株主（上位10名） |             |

| 株 主 名                | 持 株 数 (株) | 持株比率 (%) |
|----------------------|-----------|----------|
| 渡 辺 ま り              | 1,623,256 | 9.4      |
| KAWAMOTO CMK 株式会社    | 1,620,000 | 9.3      |
| J 河 本 株 式 会 社        | 1,620,000 | 9.3      |
| 河 本 太 郎              | 1,423,471 | 8.2      |
| 河 本 次 郎              | 1,423,471 | 8.2      |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 1,272,500 | 7.3      |
| フ コ ク 取 引 先 持 株 会    | 851,950   | 4.9      |
| フ コ ク 従 業 員 持 株 会    | 513,597   | 2.9      |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行    | 311,789   | 1.8      |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社   | 301,200   | 1.7      |

- (注) 1. 当社は自己株式を367,133株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式の総数は、1,272,500株であります。
4. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式の総数は、301,200株であります。

## (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                  |
|---------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 会 長     | 河 本 太 郎 | 購買部・情報システム部・経営企画部・<br>財務部・人事部・総務部担当<br>防振統括本部長、防振事業部・ダンパ<br>ー事業部・製造管理部・精練部・モー<br>タ部担当<br>機能品統括本部長、フコクインディア<br>株式会社取締役会長、生産本部長・シ<br>ール事業部・機能品事業部・ワイパー<br>事業部担当 |
| 代 表 取 締 役 社 長 | 河 本 次 郎 |                                                                                                                                                               |
| 取締役専務執行役員     | 猪 原 昭   |                                                                                                                                                               |
| 取締役専務執行役員     | 中 澤 章   |                                                                                                                                                               |
| 取締役専務執行役員     | 町 田 省 司 |                                                                                                                                                               |
| 常 勤 監 査 役     | 酒 井 達 夫 |                                                                                                                                                               |
| 監 査 役         | 瀬 下 明 人 |                                                                                                                                                               |
| 監 査 役         | 樋 口 節 夫 |                                                                                                                                                               |

- (注) 1. 監査役 瀬下明人氏、監査役 樋口節夫氏は社外監査役であります。なお、当社は瀬下明人氏、樋口節夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役 酒井達夫氏は、長年にわたり当社経理部において財務及び会計、原価に関する業務に従事しており、財務及び会計、原価に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 瀬下明人氏は、長年にわたり財務及び会計、原価に関する業務に従事しており、財務及び会計、原価に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 樋口節夫氏は公認会計士の資格を有しております。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 人 員       | 報酬等の総額        |
|--------------------|-----------|---------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(一) | 178百万円<br>(一) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2) | 18百万円<br>(6)  |
| 合 計                | 8名        | 196百万円        |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成5年6月25日開催の第40回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の第51回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役に対しストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額については、非金銭・確定報酬として上記2.の報酬限度額とは別枠にて、平成19年6月28日開催の第54回定時株主総会において、年額100百万円を上限（ただし、使用人分給与は含まない）とする旨の決議をいただいております。
5. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- イ. 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額
- |     |    |       |           |    |        |
|-----|----|-------|-----------|----|--------|
| 取締役 | 5名 | 27百万円 | (うち社外取締役) | 1名 | 100百万円 |
| 監査役 | 3名 | 1百万円  | (うち社外監査役) | 2名 | 0百万円   |
- ロ. スtockオプションによる報酬額
- 当事業年度におけるストックオプションによる報酬はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

i) 取締役会及び監査役会への出席状況

|           | 出席状況                                                 |
|-----------|------------------------------------------------------|
| 監査役 瀬下 明人 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会7回開催のうち7回に出席いたしました。 |
| 監査役 樋口 節夫 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会7回開催のうち7回に出席いたしました。 |

ii) 取締役会、監査役会における発言状況

監査役各氏は、主に企業経営への関与の豊富な経験から、取締役会において、議案、報告事項に対し適宜質問し意見を述べております。他方、監査役会においては、監査方針の協議を始めとして、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また経営トップとの意見交換の実施により、助言・提言を行っております。

⑤ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、現在、当社の事業内容及び規模を鑑み、戦略的意思決定機能に機動性を持たせるため取締役5名をもって取締役会を構成しておりますが、当社における適切な取締役会の在り方につきましては常に検討をしております。

その結果、現行の監査役会設置会社の枠組みでの社外取締役を選任するのではなく、監査等委員会設置会社に移行し、複数の社外取締役を選任することが、当社の今後のガバナンスの在り方に最適であるとの結論に至りました。

このような経緯により、当社は、当事業年度末日において社外取締役を選任しておりませんが、平成27年6月26日開催の定時株主総会において社外取締役2名を選任する旨の議案を付議させていただく予定です。

監査等委員会設置会社への移行後は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、業務執行をしない社外取締役で構成される監査等委員会の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図ってまいります。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称            新日本有限責任監査法人
- ② 会計監査人に対する報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 55百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 55百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。
- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針  
監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。  
会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。
- ⑤ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備についての当社取締役会の決議の内容の概要は以下のとおりであります。

（最終改定 平成27年4月28日）

### ① 事業運営の基本方針

当社及び当社子会社（以下「フコクグループ」という。）は、法令、定款を遵守し、また社会からの要請に応え、さらに、創業の精神、企業理念、2023経営ビジョン、2023経営戦略の柱に則り、フコクグループの着実な事業基盤の強化を推進する。

#### イ. 創業の精神

「Yes, We Do!」（みんなで新しいことに挑戦しよう!）

#### ロ. 企業理念

新しい価値創造に挑戦し、夢あふれる未来づくりに貢献する

#### ハ. 2023経営ビジョン

- ・全員参加で、より良い明日を目指す企業
- ・地球環境を大切にし、社会と共に進化する企業

#### ニ. 2023経営戦略の柱

- ・グローバル視点で事業を拡大する
- ・現場力で品質と環境の改善・改革を追求する
- ・次世代技術・新事業を開拓する
- ・働く喜びを共有できる風土を醸成する

### ② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

#### イ. 企業行動指針の遵守と企業理念の実現

取締役及び使用人は、企業行動指針を遵守することはもちろん、企業理念を実現するために、高い倫理観と責任を持ち、良識ある行動をとる。

#### ロ. コンプライアンス体制整備

当社は、コンプライアンス体制の整備の取組みを通じてコンプライアンス体制の有効性を確保するとともに、フコクグループ全体でルールを共有することで、一層の企業価値向上を図る。

#### ハ. 取締役会の開催

取締役会規程に基づき、取締役会を月1回定期に開催するとともに、必要に応じて適宜臨時に開催する。

## ニ. 監査役監査

監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程に則り、取締役の職務の執行に関する適正性を監査する。

## ホ. 内部監査

内部監査室は、業務監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。

## ヘ. 取締役の取引等の制限

利益相反取引を含め、取締役の取引等の制限は、取締役業務執行規程又はその他関連規程においてこれを明らかにする。

### ③ 取締役の業務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、適切且つ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

### ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理委員会は、事業活動における様々なリスクについて横断的なリスク管理を行うほか、各分野の所管部門が当該部門固有のリスク管理を行う。

これらに加え、当社では以下のようなリスク管理を行っている。

## イ. コンプライアンス違反のリスクの管理

## ロ. マネジメントシステムによるオペレーショナルリスクの管理

## ハ. 海外に関するリスクの管理

## ニ. 知的財産に関するリスクの管理

### ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決定に基づく業務執行については、各社内規程にそれぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるとともに、その執行にあたってはフコクグループの企業理念を踏まえる。

### ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

## イ. グループ体制

当社は、子会社の事業運営、意思決定についてその独立性を尊重し、子会社は、フコクグループの一員として企業理念を実現するための事業運営をする。

ロ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社は、情報収集、リスク管理及び業務の適正を確保する観点から子会社に対して使用人を派遣し、経営に参画させるとともに、月1回の月報と年2回のグローバル経営会議において子会社の取締役等の職務の執行状況について報告を受ける。

ハ. 子会社の損失の危機の管理に関する規程及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、フコクグループが共有すべきルールとしてグローバル標準規程を制定し、これらの各規程において、損失の危険及びその他事業運営全般に関して詳細を定め、子会社の取締役等が職務の執行を効率的に行っていることを定常的に確認する。なお、特に連結決算対象となる子会社については、関連規程に基づいた連結決算に必要な管理を行う。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制

内部監査室が子会社に対して業務監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

イ. 監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における事項

監査役又は監査役会からその職務を補助すべき使用人について配置を求められた場合、会社はその要求を受け入れる。

ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

任命された監査役の職務を補助すべき使用人の業務は、代表取締役社長及び取締役会から独立して遂行される。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役監査の尊重

当社は、社内規程において監査役監査に対する協力、監査体制の構築及びその尊重について明らかにしている。

ロ. 内部監査（業務監査）体制

代表取締役社長の直属の組織として、業務の法規その他要求事項への適合性と効率性を監査するための内部監査室を設置している。



ハ．監査役への報告体制

当社及び子会社において、財務及び事業に重大な影響を及ぼす懸念について、取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人から報告を受けた者は、監査役にその都度遅滞無く報告する。

ニ．内部通報内容の監査役への情報伝達

内部通報制度の運用において通報された法令違反その他コンプライアンス上の問題については、監査役に対し、速やかに当該通報に関する適切な情報伝達を行う。

ホ．監査役へ報告をした者及び内部通報者の取扱い

当社は、監査役へ報告をした者及び内部通報制度を利用した通報者に対し、当該報告をしたことを理由として、当社又は子会社において不利な取扱いをしない。

ヘ．監査役の職務の執行について生ずる費用の処理の方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の執行について生ずる費用又は債務の処理は、社内規程の定めに従い、監査役が決裁する。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ．基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求等にも一切応じない。

ロ．整備状況

当社は、社内統括部署を設置して情報の一元管理を行うとともに、弁護士、警察、及びその他関係機関等と連携している。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

(7) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、永年蓄積した業務知識、ノウハウを活用することによって顧客満足度をより高めることを経営の基本施策として、長期的視野に立った経営を行い、それにより強固な財務基盤を形成し、高収益、安定配当の実現を掲げております。従って、経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識、ノウハウを備えた者が取締役に就任して、当社の財務及び事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えており、このことをもって会社の財務及び事業の方針の決定における基本方針としております。

## ② 具体的な取組み

### イ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、主として自動車向けをはじめとする工業用ゴム製品の製造・販売企業であることから、良い製品を社会に提供することが当社が社会に貢献することであると考え、また、そのことに誇りを持って事業活動が続けてまいりました。そして当社は、そのような考えに基づき会社を運営することが、「株主」の皆様をはじめ「お得意先」「お取引先」「従業員」あるいは「地域社会」等のすべてのステークホルダーから評価されることとを考え、また、それが株主価値の最大化に資するものであると考えております。そこで当社は企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために、i) 経営の透明性の向上、ii) コーポレート・ガバナンスの強化、iii) 安全で高品質な製品の提供、を事業活動を行う上で重要な課題として掲げ、取り組んでおります。

### ロ. 不適切な支配の防止のための取組み

当社では、株式の大量買付行為等がなされた場合であっても、事業会社の社会的存在価値を踏まえた企業経営を十分に理解し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の経営権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為等の中には、対象会社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資さないものも少なくありません。

従って当社は、当社株券等の大量の買付行為等が行われる場合に、不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様が判断されるために必要な情報と時間を確保することや、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為等を抑止するための枠組みが必要であるとの結論に至り、平成19年6月28日開催の第54回定時株主総会において、当社株券等の大量買付行為等に関する対応策（以下「買収防衛策」といいます。）の導入について、株主の皆様のご承認をいただきました。その後、平成21年6月26日開催の第56回定時株主総会において、この買収防衛策を一部修正をした上で継続させていただき、平成24年6月26日開催の第59回定時株主総会において、更なる継続についてご承認いただいております。

当社の買収防衛策の主な内容は、当社の株券等保有割合が20%以上となるような買付等を行う者又は提案する者に対して、i) 買付行為の前に、当社取締役会に対して、買付等の内容検討に必要な情報及び当社が定める手続きを遵守する旨の誓約文を提出すること、ii) その後、当社取締役会から独立した第三者により構成される独立委員会が、その買付等の内容と当社取締役会の事業計画を比較検討する期間を設けるとともに、当社が定める手続きを遵守しなかった場合又は当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがある場合等には、新株予約権の無償割当ての方法による対抗措置を講じるというものであります。

なお、本総会において継続をお諮りする買収防衛策の詳細については、平成27年5月15日付で「当社株式等の大量買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の継続について」として公表いたしております。このプレスリリースの全文は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.fukoku-rubber.co.jp/>）に掲載しておりますのでご参照ください。

③ 上記②の取組みについての取締役会の判断

イ. 当社取締役会は、上記②の取組みが当社の上記①の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

それは、i) 経営の透明性の向上、ii) コーポレート・ガバナンスの強化、iii) 安全で高品質な製品の提供といった取組みを事業の重要な課題として推し進めることが、更なる高収益事業構造の構築ひいては企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであると考えること、及び、前述② ロ. に記載のとおり買収防衛策は、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものでありますので、いずれも当社基本方針に沿うものと考えます。

ロ. 当社の買収防衛策は、取締役会の恣意的な判断を排するため、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を最大限尊重して買収防衛策を発動すること等が定められており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額    | 科 目                     | 金 額    |
|-------------------|--------|-------------------------|--------|
| 資 産 の 部           |        | 負 債 の 部                 |        |
| 流 動 資 産           | 34,825 | 流 動 負 債                 | 22,747 |
| 現 金 及 び 預 金       | 9,336  | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       | 9,990  |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 18,429 | 短 期 借 入 金               | 5,235  |
| 商 品 及 び 製 品       | 2,865  | 1年内返済予定の長期借入金           | 1,802  |
| 仕 掛 品             | 967    | リ ー ス 債 務               | 398    |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 1,709  | 未 払 法 人 税 等             | 385    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 360    | 賞 与 引 当 金               | 802    |
| そ の 他             | 1,168  | 設 備 関 係 支 払 手 形         | 274    |
| 貸 倒 引 当 金         | △11    | そ の 他                   | 3,858  |
| 固 定 資 産           | 29,010 | 固 定 負 債                 | 6,114  |
| 有 形 固 定 資 産       | 26,940 | 長 期 借 入 金               | 2,657  |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 7,983  | リ ー ス 債 務               | 381    |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 9,133  | 繰 延 税 金 負 債             | 575    |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 1,173  | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 1,782  |
| 土 地               | 6,245  | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 717    |
| リ ー ス 資 産         | 1,154  | 負 債 合 計                 | 28,862 |
| 建 設 仮 勘 定         | 1,250  | 純 資 産 の 部               |        |
| 無 形 固 定 資 産       | 656    | 株 主 資 本                 | 30,187 |
| の れ ん             | 37     | 資 本 金                   | 1,395  |
| そ の 他             | 618    | 資 本 剰 余 金               | 1,575  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 1,412  | 利 益 剰 余 金               | 27,412 |
| 投 資 有 価 証 券       | 819    | 自 己 株 式                 | △196   |
| 長 期 前 払 費 用       | 47     | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 2,620  |
| 保 険 積 立 金         | 74     | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 151    |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 23     | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           | △2     |
| 繰 延 税 金 資 産       | 181    | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | 2,472  |
| そ の 他             | 376    | 新 株 予 約 権               | 1      |
| 貸 倒 引 当 金         | △110   | 少 数 株 主 持 分             | 2,163  |
| 資 産 合 計           | 63,835 | 純 資 産 合 計               | 34,973 |
|                   |        | 負 債 及 び 純 資 産 合 計       | 63,835 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額   |        |
|----------------|-------|--------|
| 売上高            |       | 70,067 |
| 売上原価           |       | 57,410 |
| 売上総利益          |       | 12,656 |
| 販売費及び一般管理費     |       | 9,201  |
| 営業利益           |       | 3,454  |
| 営業外収益          |       |        |
| 受取利息           | 39    |        |
| 受取配当金          | 16    |        |
| ロイヤルティ収入       | 64    |        |
| 持分法による投資利益     | 87    |        |
| 為替差益           | 434   |        |
| その他            | 272   | 914    |
| 営業外費用          |       |        |
| 支払利息           | 179   |        |
| その他            | 76    | 256    |
| 経常利益           |       | 4,113  |
| 特別利益           |       |        |
| 投資有価証券売却益      | 30    |        |
| 受取保険金          | 128   | 159    |
| 特別損失           |       |        |
| 減損損失           | 4     | 4      |
| 税金等調整前当期純利益    |       | 4,268  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 1,171 |        |
| 法人税等調整額        | 114   | 1,286  |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |       | 2,981  |
| 少数株主利益         |       | 192    |
| 当期純利益          |       | 2,789  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年 4 月 1 日)  
(至 平成27年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

|                          | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|--------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高              | 1,395   | 1,565     | 25,068    | △218    | 27,810      |
| 会計方針の変更による累積影響額          |         |           | △94       |         | △94         |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高        | 1,395   | 1,565     | 24,973    | △218    | 27,715      |
| 当連結会計年度変動額               |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当              |         |           | △344      |         | △344        |
| 当 期 純 利 益                |         |           | 2,789     |         | 2,789       |
| 自 己 株 式 の 取 得            |         |           |           | △0      | △0          |
| 自 己 株 式 の 処 分            |         | 10        |           | 21      | 32          |
| そ の 他                    |         |           | △5        |         | △5          |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 当連結会計年度変動額合計             | －       | 10        | 2,439     | 21      | 2,472       |
| 当連結会計年度末残高               | 1,395   | 1,575     | 27,412    | △196    | 30,187      |

|                          | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |         |          | 新株予約権 | 少数株主<br>持 分 | 純資産合計  |
|--------------------------|-----------------------|---------|----------|-------|-------------|--------|
|                          | その他有価証券評価差額金          | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 |       |             |        |
| 当連結会計年度期首残高              | 102                   | △4      | 757      | 14    | 1,810       | 30,490 |
| 会計方針の変更による累積影響額          |                       |         |          |       |             | △94    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高        | 102                   | △4      | 757      | 14    | 1,810       | 30,395 |
| 当連結会計年度変動額               |                       |         |          |       |             |        |
| 剰 余 金 の 配 当              |                       |         |          |       |             | △344   |
| 当 期 純 利 益                |                       |         |          |       |             | 2,789  |
| 自 己 株 式 の 取 得            |                       |         |          |       |             | △0     |
| 自 己 株 式 の 処 分            |                       |         |          |       |             | 32     |
| そ の 他                    |                       |         |          |       |             | △5     |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | 49                    | 1       | 1,714    | △13   | 353         | 2,106  |
| 当連結会計年度変動額合計             | 49                    | 1       | 1,714    | △13   | 353         | 4,578  |
| 当連結会計年度末残高               | 151                   | △2      | 2,472    | 1     | 2,163       | 34,973 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

## 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は、末吉工業株式会社、株式会社東京ゴム製作所、ポリマー技研工業株式会社、韓国フコク株式会社、タイフコク株式会社、サイアムフコク株式会社、株式会社フコク東海ゴムインドネシア、上海フコク有限公司、東莞フコク有限公司、青島フコク有限公司、フコク(上海)貿易有限公司、フコクアメリカインク、フコクインディア株式会社、フコクベトナム有限会社、株式会社トリムラバー、タイフコクパナプラスファウンドリー株式会社、フコクチェコ有限会社及びフコクメキシコ株式会社の18社であります。なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたフコクエーピー株式会社は清算したため、連結の範囲から除いております。また、富原テック株式会社については、平成26年6月30日付で韓国フコク株式会社と合併したため、連結の範囲から除いております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社は、南京富国勃朗峰橡胶有限公司の1社であります。持分法を適用していない関連会社フルイドウェアテクノロジーズ株式会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、連結子会社各社の決算日以降連結決算日3月31日までの期間に発生した連結会社間の重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 4. 会計処理基準に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用し、在外連結子会社は所在地国の会計基準に基づく定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定額法を採用し、在外連結子会社は所在地国の会計基準に基づく定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………売掛金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金………役員の退職慰労金の支給に備えるため、主として内規に基づく期末要支給見積額を引当計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて、特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引等、金利スワップ取引

ヘッジ対象

原材料輸入に係る外貨建予定取引、借入金の変動金利



③ ヘッジ方針

当社グループのデリバティブ取引は、将来の為替、金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑤ 取引に係るリスク管理体制

当社グループでは、デリバティブ取引の執行、管理については、取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生時の連結会計年度において一括して費用処理しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が146百万円増加し、利益剰余金が94百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 50,738百万円 |
| 2. 担保に供している資産     |           |
| 担保資産の内容及びその金額     |           |
| 建物及び構築物           | 2,936百万円  |
| 機械装置及び運搬具         | 0百万円      |
| 土地                | 1,403百万円  |
| 合計                | 4,340百万円  |
| 担保に係る債務の金額        |           |
| 短期借入金             | 1,435百万円  |
| 1年内返済予定の長期借入金     | 1,156百万円  |
| 長期借入金             | 957百万円    |
| 合計                | 3,549百万円  |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

|       | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>株式数 |
|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式 |                  |                  |                  |                 |
| 普通株式  | 17,609           | —                | —                | 17,609          |
| 自己株式  |                  |                  |                  |                 |
| 普通株式  | 408              | 0                | 41               | 367             |

(注) 自己株式の株式数の増加0千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、減少41千株はストックオプションの行使に伴う減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決 議                       | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり<br>配当額 | 基 準 日      | 効力発生日      |
|---------------------------|-------|--------|--------------|------------|------------|
| 平成26年6月27日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 172百万円 | 10円          | 平成26年3月31日 | 平成26年6月30日 |
| 平成26年10月31日<br>取 締 役 会    | 普通株式  | 172百万円 | 10円          | 平成26年9月30日 | 平成26年12月5日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決 議 予 定                   | 株式の種類 | 配当金の総額 | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額 | 基 準 日      | 効力発生日      |
|---------------------------|-------|--------|-------|--------------|------------|------------|
| 平成27年6月26日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 172百万円 | 利益剰余金 | 10円          | 平成27年3月31日 | 平成27年6月29日 |

3. 新株予約権に関する事項

|            | 平成20年7月31日<br>取 締 役 会 決 議 分 | 平成21年7月31日<br>取 締 役 会 決 議 分 |
|------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式                        | 普通株式                        |
| 目的となる株式の数  | 13,000株                     | 4,000株                      |

(金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヵ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達を、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係る債務は主に設備投資に係る資金調達を、それぞれ目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。長期借入金のうち、金利の変動リスクの重要性が高いと判断したものについては、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (4) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権については、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

#### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての金銭債権債務に係る為替の変動リスクに対して、一部は為替予約を利用してヘッジしております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき資金担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても各社の担当部署が同様の管理を行っており、親会社の資金担当部門がその管理状況をモニタリングしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

（単位：百万円）

|                   | 連結貸借対照表<br>計上額(*) | 時価(*)   | 差額  |
|-------------------|-------------------|---------|-----|
| (1) 現金及び預金        | 9,336             | 9,336   | —   |
| (2) 受取手形及び売掛金     | 18,429            | 18,429  | —   |
| (3) 投資有価証券        | 329               | 329     | —   |
| (4) 支払手形及び買掛金     | (9,990)           | (9,990) | —   |
| (5) 短期借入金         | (5,235)           | (5,235) | —   |
| (6) 1年内返済予定の長期借入金 | (1,802)           | (1,815) | 12  |
| (7) リース債務（短期）     | (398)             | (415)   | 16  |
| (8) 未払法人税等        | (385)             | (385)   | —   |
| (9) 設備関係支払手形      | (274)             | (274)   | —   |
| (10) 長期借入金        | (2,657)           | (2,640) | △17 |
| (11) リース債務（長期）    | (381)             | (370)   | △11 |
| (12) デリバティブ取引     | (3)               | (3)     | —   |

(\*)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(8) 未払法人税等、(9) 設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 1年内返済予定の長期借入金、(10) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) リース債務（短期）、(11) リース債務（長期）

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(12) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分            | 連結貸借対照表計上額（百万円） |
|----------------|-----------------|
| 非上場株式及び非上場外国債券 | 490             |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,902円81銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 161円99銭   |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額    | 科 目                       | 金 額    |
|-------------------|--------|---------------------------|--------|
| 資 産 の 部           |        | 負 債 の 部                   |        |
| 流 動 資 産           | 19,356 | 流 動 負 債                   | 11,050 |
| 現 金 及 び 預 金       | 4,842  | 支 払 手 形                   | 704    |
| 受 取 手 形           | 2,205  | 買 掛 金                     | 2,360  |
| 売 掛 金             | 8,819  | 短 期 借 入 金                 | 100    |
| 商 品 及 び 製 品       | 1,015  | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 1,570  |
| 仕 掛 品             | 460    | 未 払 金                     | 815    |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 286    | 未 払 払 費 用                 | 666    |
| 前 払 費 用           | 18     | 未 払 法 人 税 等               | 147    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 328    | 電 子 記 録 債 務               | 3,735  |
| そ の 他             | 1,379  | 賞 与 引 当 金                 | 737    |
| 固 定 資 産           | 16,688 | 設 備 関 係 支 払 手 形           | 94     |
| 有 形 固 定 資 産       | 8,669  | 未 払 消 費 税                 | 57     |
| 建 築 物             | 2,027  | そ の 他                     | 60     |
| 構 築 物             | 220    | 固 定 負 債                   | 4,009  |
| 機 械 及 び 装 置       | 2,429  | 長 期 借 入 金                 | 2,391  |
| 車 両 運 搬 具         | 6      | 退 職 給 付 引 当 金             | 1,145  |
| 工 具、器 具 及 び 備 品   | 558    | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金         | 472    |
| 土 地               | 3,278  | 負 債 合 計                   | 15,059 |
| 建 設 仮 勘 定         | 146    | 純 資 産 の 部                 |        |
| 無 形 固 定 資 産       | 266    | 株 主 資 本                   | 20,836 |
| 特 許 権             | 13     | 資 本 金                     | 1,395  |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 112    | 資 本 剰 余 金                 | 1,575  |
| の れ ん             | 37     | 資 本 準 備 金                 | 1,514  |
| そ の 他             | 102    | そ の 他 資 本 剰 余 金           | 61     |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 7,752  | 利 益 剰 余 金                 | 18,061 |
| 投 資 有 価 証 券       | 539    | 利 益 準 備 金                 | 262    |
| 関 係 会 社 株 式       | 5,739  | そ の 他 利 益 剰 余 金           | 17,799 |
| 長 期 前 払 費 用       | 43     | 土 地 圧 縮 積 立 金             | 96     |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 1,040  | 別 途 積 立 金                 | 6,750  |
| 繰 延 税 金 資 産       | 276    | 繰 越 利 益 剰 余 金             | 10,952 |
| そ の 他             | 115    | 自 己 株 式                   | △196   |
| 貸 倒 引 当 金         | △0     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等           | 146    |
| 資 産 合 計           | 36,044 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 146    |
|                   |        | 新 株 予 約 権                 | 1      |
|                   |        | 純 資 産 合 計                 | 20,985 |
|                   |        | 負 債 及 び 純 資 産 合 計         | 36,044 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成26年 4 月 1 日)  
(至 平成27年 3 月31日)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額    |
|-------------------------|--------|
| 売 上 高                   | 36,126 |
| 売 上 原 価                 | 31,267 |
| 売 上 総 利 益               | 4,859  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 5,018  |
| 営 業 損 失                 | 159    |
| 営 業 外 収 益               |        |
| 受 取 利 息                 | 15     |
| 受 取 配 当 金               | 926    |
| 為 替 差 益                 | 379    |
| ロ イ ヤ ル テ ィ 収 入         | 993    |
| そ の 他                   | 205    |
| 営 業 外 費 用               |        |
| 支 払 利 息                 | 20     |
| そ の 他                   | 25     |
| 経 常 利 益                 | 2,315  |
| 特 別 利 益                 |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 30     |
| 受 取 保 険 金               | 70     |
| 特 別 損 失                 |        |
| 減 損 損 失                 | 4      |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 325    |
| そ の 他                   | 1      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 2,084  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 547    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △47    |
| 当 期 純 利 益               | 1,584  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



株主資本等変動計算書

(自 平成26年 4 月 1 日)  
(至 平成27年 3 月 31日)

(単位：百万円)

|                            | 株 主 資 本 |           |                |           |               |               |             |        |        |               |
|----------------------------|---------|-----------|----------------|-----------|---------------|---------------|-------------|--------|--------|---------------|
|                            | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                | 利 益 剰 余 金 |               |               |             | 自己株式   | 株主資本合計 |               |
|                            |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 利益準備金     | その他利益剰余金      |               |             |        |        |               |
|                            |         |           |                |           | 建物圧縮<br>積 立 金 | 土地圧縮<br>積 立 金 | 別途<br>積 立 金 |        |        | 繰越利益<br>乗 余 金 |
| 当 期 首 残 高                  | 1,395   | 1,514     | 51             | 262       | 3             | 96            | 6,750       | 9,803  | △218   | 19,658        |
| 会計方針の変更による累<br>積 的 影 響 額   |         |           |                |           |               |               |             | △94    |        | △94           |
| 会計方針の変更を反映し<br>た 当 期 首 残 高 | 1,395   | 1,514     | 51             | 262       | 3             | 96            | 6,750       | 9,708  | △218   | 19,563        |
| 当 期 変 動 額                  |         |           |                |           |               |               |             |        |        |               |
| 圧縮積立金の取崩                   |         |           |                |           | △3            |               |             | 3      |        | －             |
| 剰余金の配当                     |         |           |                |           |               |               |             | △344   |        | △344          |
| 当 期 純 利 益                  |         |           |                |           |               |               |             | 1,584  |        | 1,584         |
| 自己株式の取得                    |         |           |                |           |               |               |             |        | △0     | △0            |
| 自己株式の処分                    |         |           | 10             |           |               |               |             |        | 21     | 32            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額)    |         |           |                |           |               |               |             |        |        |               |
| 当期変動額合計                    | －       | －         | 10             | －         | △3            | －             | －           | 1,244  | 21     | 1,273         |
| 当 期 末 残 高                  | 1,395   | 1,514     | 61             | 262       | －             | 96            | 6,750       | 10,952 | △196   | 20,836        |

|                     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|-------------------------|-----------|-----------|
|                     | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 |           |           |
| 当 期 首 残 高           | 96                      | 14        | 19,770    |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |                         |           | △94       |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 96                      | 14        | 19,675    |
| 当 期 変 動 額           |                         |           |           |
| 圧 縮 積 立 金 の 取 崩     |                         |           | －         |
| 剰 余 金 の 配 当         |                         |           | △344      |
| 当 期 純 利 益           |                         |           | 1,584     |
| 自 己 株 式 の 取 得       |                         |           | △0        |
| 自 己 株 式 の 処 分       |                         |           | 32        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 50                      | △13       | 36        |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 50                      | △13       | 1,310     |
| 当 期 末 残 高           | 146                     | 1         | 20,985    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

### 4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売掛金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生時の事業年度において一括して費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を引当計上しております。

## 5. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて、特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

#### ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引）

#### ヘッジ対象

相場変動等による損失の可能性があります、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの

### (3) ヘッジ方針

当社のデリバティブ取引は、将来の為替、金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理のため有効性の評価を省略しております。

### (5) 取引に係るリスク管理体制

当社では、デリバティブ取引の執行、管理については、取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

## 6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

## 7. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

### (会計方針の変更に関する注記)

#### (退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が146百万円増加し、繰越利益剰余金が94百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                  | 28,401百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権                    |           |
| 短期金銭債権                             | 2,097百万円  |
| 長期金銭債権                             | 1,040百万円  |
| 3. 関係会社に対する金銭債務                    |           |
| 短期金銭債務                             | 666百万円    |
| 4. 保証債務                            |           |
| 下記の関係会社の金融機関からの借入れに対し債務保証を行っております。 |           |
| 株式会社東京ゴム製作所                        | 399百万円    |
| 上海フコク有限公司                          | 185百万円    |
| 東莞フコク有限公司                          | 120百万円    |
| 青島フコク有限公司                          | 257百万円    |
| 合計                                 | 962百万円    |
| 5. 担保に供している資産                      |           |
| 担保資産の内容及びその金額                      |           |
| 建物                                 | 97百万円     |
| 機械及び装置                             | 0百万円      |
| 土地                                 | 483百万円    |
| 合計                                 | 581百万円    |
| 担保に係る債務の金額                         |           |
| 1年内返済予定の長期借入金                      | 968百万円    |
| 長期借入金                              | 691百万円    |
| 合計                                 | 1,660百万円  |

(損益計算書に関する注記)

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 関係会社との取引高       |          |
| 営業取引による取引高      |          |
| 売上高             | 3,800百万円 |
| 仕入高             | 6,028百万円 |
| 材料支給高           | 770百万円   |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 2,435百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

|         | 当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 | 当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 | 当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 | 当 事 業 年 度 末 株 式 数 |
|---------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------------|
| 自 己 株 式 |                     |                     |                     |                   |
| 普通株式    | 408                 | 0                   | 41                  | 367               |

(注) 自己株式の株式数の増加 0 千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、減少 41 千株はストックオプションの行使に伴う減少であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額 17百万円

少額減価償却資産 9百万円

減損損失 205百万円

投資有価証券評価損 7百万円

関係会社株式評価損 460百万円

ゴルフ会員権評価損 13百万円

未払事業税 26百万円

貸倒引当金 0百万円

賞与引当金 241百万円

退職給付引当金 367百万円

役員退職慰労引当金 151百万円

その他 57百万円

評価性引当額 △830百万円

繰延税金資産計 728百万円

繰延税金負債

土地圧縮積立金 53百万円

その他有価証券評価差額金 69百万円

繰延税金負債計 123百万円

繰延税金資産の純額 604百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引のうち重要なものは、以下のとおりであります。

| 属 性   | 会社等の名称               | 住 所   | 資 本 金     | 議決権等の<br>所有割合 | 事業の内容              | 関 係 内 容        |                               | 取引の内容             | 取引金額<br>(百万円) | 科 目       | 期末残高<br>(百万円) |
|-------|----------------------|-------|-----------|---------------|--------------------|----------------|-------------------------------|-------------------|---------------|-----------|---------------|
|       |                      |       |           |               |                    | 役 員 の<br>兼 任 等 | 事 業 上<br>の 関 係                |                   |               |           |               |
| 子 会 社 | 韓 国 フ コ ク<br>株 式 会 社 | 韓 国   | 4,372百万₩  | 80%           | 機能品ゴム及び防振ゴム製品の製造販売 | －              | 製品 の<br>販売 与<br>技術 等<br>の 関 係 | ロイヤル<br>ティの受<br>取 | 271           | 未 収 入 金   | 72            |
|       | フコクインディア<br>株 式 会 社  | イ ン ド | 355百万₹    | 100%          | 機能品ゴム及び防振ゴム製品の製造販売 | 兼任<br>1 名      | 製品 の<br>販売 与<br>技術 等<br>の 関 係 | 資 金 の 付           | 71            | 関 係 会 社 金 | 564           |
|       |                      |       |           |               |                    |                |                               | 利 息 の 取           | 5             | 未 収 収 益   | 2             |
|       | フコクベトナム有<br>限 会 社    | ベトナム  | 7,000千米ド₺ | 100%          | 機能品ゴム製品の製造販売       | －              | 製品 の<br>販売 与<br>技術 等<br>の 関 係 | 資 金 の 付           | 152           | 関 係 会 社 金 | 612           |
|       |                      |       |           |               |                    |                |                               | 利 息 の 取           | 8             | 未 収 収 益   | 3             |

(注) 債務保証は（貸借対照表に関する注記）４．保証債務に記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

韓国フコク株式会社に対するロイヤルティについては、売上金額に応じ一定率の受取をしております。

フコクインディア株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しており、返済条件は平成35年までの分割返済としております。

フコクベトナム有限会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しており、返済条件は平成32年までの分割返済としております。

(１株当たり情報に関する注記)

|              |           |
|--------------|-----------|
| １．１株当たり純資産額  | 1,217円01銭 |
| ２．１株当たり当期純利益 | 92円02銭    |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

株式会社 フ コ ク

取締役会 御中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 入 江 秀 雄 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 金 陽 和 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フコクの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フコク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

株式会社 フ コ ク  
取締役会 御中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 入 江 秀 雄 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 大 金 陽 和 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フコクの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。  
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 27 年 5 月 14 日

株式会社フコク 監査役会

常 勤 監 査 役 酒 井 達 夫 ㊞

監 査 役 (社外監査役) 瀬 下 明 人 ㊞

監 査 役 (社外監査役) 樋 口 節 夫 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

第62期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は172,419,970円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 今後の事業展開を勘案し、事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するために所要の変更を行うものであります。
- (3) 責任限定契約を締結することができる範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役について、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分発揮できるように所要の変更を行うものであります。
- (4) その他、条数の修正等を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は、変更部分を示しています。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ゴム製品の製造販売</li> <li>(2) 金属製品の製造販売</li> <li>(3) 輸出入貿易業</li> <li>(4) リース業</li> <li>(5) 合成樹脂の<u>成形加工</u>及び販売</li> <li>(6) セラミックス<u>製品</u>の製造販売</li> </ol> <p>(新 設)</p> <p><u>(7)</u> 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> | <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ゴム製品の製造販売</li> <li>(2) 金属製品の製造販売</li> <li>(3) 輸出入貿易業</li> <li>(4) リース業</li> <li>(5) 合成樹脂<u>製品</u>の製造販売</li> <li>(6) <u>モータ、セラミックスおよびその応用</u>品の製造販売</li> <li><u>(7) バイオ、医療関連製品の製造販売</u></li> <li><u>(8)</u> 前各号に付帯する一切の事業</li> </ol> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は、15名以内とする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p><u>2 当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |
| <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>                      | <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>                                         |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                         | <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第28条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p>                          |
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>                                              | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>                                        |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第29条～第30条 （条文省略）</p> <p>（取締役の報酬等）</p> <p>第31条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>第32条 （条文省略）</p> <p>（<u>社外</u>取締役の責任限定契約）</p> <p>第33条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外</u>取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>（監査役および監査役会の設置）</p> <p>第34条 当会社は<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p>（<u>監査役</u>の員数）</p> <p>第35条 <u>当会社の監査役は4名以内とする。</u></p> | <p>第30条～第31条 （現行どおり）</p> <p>（取締役の報酬等）</p> <p>第32条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>第33条 （現行どおり）</p> <p>（取締役の責任限定契約）</p> <p>第34条 当会社は、取締役（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>（<u>監査等委員会</u>の設置）</p> <p>第35条 当会社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>（削 除）</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第36条 <u>監査役は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第37条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠によって選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p><u>(補欠監査役の選任の効力)</u></p> <p>第38条 <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第39条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集手続)</u></p> <p>第40条 <u>監査役会の招集通知は各監査役に対して、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> | <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集手続)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対して、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 <u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査役会</u>の決議方法)</p> <p><u>第41条</u> <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めのある場合のほかは、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p> <p>(<u>監査役会</u>の議事録)</p> <p><u>第42条</u> <u>監査役会</u>の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(<u>監査役</u>の報酬等)</p> <p><u>第43条</u> <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(<u>監査役</u>の責任免除)</p> <p><u>第44条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)</u>の<u>会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度としてその責任を免除することができる。</u></p> | <p>2 <u>監査等委員</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会</u>の決議方法)</p> <p><u>第37条</u> <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>監査等委員</u>の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(<u>監査等委員会</u>の議事録)</p> <p><u>第38条</u> <u>監査等委員会</u>の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p><u>第45条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第46条～第48条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第49条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第50条～第52条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p>第39条～第41条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第42条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第43条～第45条 (条文省略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1 当会社は、第62回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第62回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第45条の定めるところによる。</p> |

### 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                   | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|-----------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1         | かわもと た ろ う<br>河 本 太 郎<br>(昭和28年5月27日生) | 昭和51年4月 当社入社<br>昭和59年3月 当社取締役製造部長<br>平成5年6月 当社専務取締役管理本部長<br>平成6年4月 当社専務取締役生産本部長<br>平成8年3月 当社専務取締役営業本部長<br>平成9年6月 当社取締役副社長営業本部長<br>平成11年6月 当社代表取締役社長<br>平成21年6月 当社取締役会長<br>現在に至る                                                                                                    | 1,423,471株             |
| 2         | かわもと じ ろ う<br>河 本 次 郎<br>(昭和31年8月31日生) | 昭和55年4月 当社入社<br>昭和61年6月 当社取締役（非常勤）<br>平成5年3月 当社取締役開発本部長<br>平成5年6月 当社常務取締役開発本部長<br>平成9年6月 当社専務取締役技術開発本部長<br>平成12年4月 当社専務取締役構造改革プロジェクト室長<br>平成13年6月 当社代表取締役副社長<br>平成16年6月 当社取締役<br>平成17年6月 当社取締役副社長<br>平成20年6月 当社代表取締役副社長購買本部長 品質保証<br>部、構造改革プロジェクト室担当<br>平成21年6月 当社代表取締役社長<br>現在に至る | 1,423,471株             |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3          | いの は ら あ き ら<br>猪 原 昭<br>(昭和17年8月15日生) | 昭和40年4月 (株)ブリヂストン入社<br>平成3年8月 ブリヂストン／ファイアストン・インク<br>Executive Director<br>平成6年7月 (株)ブリヂストン購買本部長<br>平成9年4月 同社取締役購買本部長<br>平成12年10月 同社常務取締役購買担当<br>平成14年4月 同社常務執行役員購買担当<br>平成17年3月 同社退社<br>平成20年6月 当社入社購買副本部長<br>平成21年6月 当社取締役管理本部長、購買部、購買企画室担<br>当<br>平成22年4月 当社取締役管理本部長<br>平成22年6月 当社常務取締役管理本部長<br>平成23年6月 当社取締役専務執行役員管理本部長<br>平成27年4月 当社取締役副社長執行役員管理本部長<br>現在に至る                                                                                                                                   | 3,000株                 |
| 4          | なかざわ あ き ら<br>中 澤 章<br>(昭和19年8月8日生)    | 昭和43年4月 日信工業(株)入社<br>昭和61年10月 同社生産管理部長<br>平成2年7月 同社取締役購買部長<br>平成7年4月 同社取締役生産技術部長<br>平成9年12月 同社取締役タイ国子会社担当<br>平成16年8月 同社退社<br>平成20年6月 当社入社生産副本部長<br>平成21年6月 当社取締役生産本部長兼防振事業統括本部長、<br>防振事業部、生産企画室担当<br>平成22年4月 当社取締役生産本部長<br>平成22年6月 当社常務取締役生産本部長<br>平成23年4月 当社常務取締役生産本部長、精練部、モー<br>タ部、中国鉄道プロジェクト室担当<br>平成23年6月 当社取締役専務執行役員生産本部長、精練部、<br>モータ部、中国鉄道プロジェクト室担当<br>平成24年4月 当社取締役専務執行役員生産本部長、精練部、<br>モータ部担当<br>平成25年10月 当社取締役専務執行役員生産本部長、精練部長、<br>モータ部担当<br>平成27年4月 当社取締役専務執行役員防振統括本部長兼調達<br>本部長<br>現在に至る | 3,100株                 |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                  | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 5         | ま ち だ            し ょ う じ<br>町 田            省 司<br>(昭和28年11月 5 日生) | 昭和51年 4 月 当社入社<br>平成15年 6 月 当社執行役員上尾事業部長<br>平成17年 6 月 当社取締役上尾事業部長<br>平成21年 6 月 当社上級執行役員シール機能品事業統括本部長<br>平成22年 7 月 当社常務執行役員機能品統括本部長<br>平成23年12月 当社子会社フコクインディア㈱取締役会長<br>平成25年 6 月 当社取締役専務執行役員機能品統括本部長兼シール機能品事業本部長<br>平成27年 4 月 当社取締役専務執行役員機能品統括本部長、生産本部長、シール事業部、機能品事業部、防振事業部、ダンパー事業部、樹脂事業部、精練部担当<br>現在に至る | 14,831株                |

(注) 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役として3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|-----------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1         | さ か い た つ お<br>酒 井 達 夫<br>(昭和22年2月25日生) | 昭和45年3月 当社入社<br>平成8年3月 当社経理部長<br>平成13年7月 当社執行役員経理部長<br>平成17年6月 当社取締役経理部長<br>平成18年4月 当社取締役管理本部副本部長兼経理部長<br>平成19年6月 当社取締役管理本部長兼経理部長<br>平成21年4月 当社取締役管理本部長<br>平成21年6月 当社常勤監査役<br>現在に至る                                                  | 26,100株                |
| 2         | せ じ も あ き と<br>瀬 下 明 人<br>(昭和23年10月8日生) | 昭和44年4月 日信工業㈱入社<br>平成4年4月 同社経理部センター長<br>平成14年1月 同社事業センター事業企画室長<br>平成16年7月 同社購買部長<br>平成18年4月 アケハイ工業㈱代表取締役社長<br>平成19年5月 同社退社<br>平成19年6月 日信工業㈱常勤監査役<br>平成19年6月 ㈱ショーワ監査役（非常勤）<br>平成21年6月 日信工業㈱及び㈱ショーワ退社<br>平成23年6月 当社社外監査役（非常勤）<br>現在に至る | 100株                   |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                    | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3          | ひ ぐ ち      せ っ お<br>樋 口      節 夫<br>(昭和23年10月 9 日生) | 昭和49年 4 月    監査法人中央会計事務所（後のみずず監査法人）入所<br>昭和60年 8 月    同監査法人社員就任<br>昭和63年 6 月    同監査法人代表社員就任<br>平成19年 7 月    みずず監査法人退所<br>平成19年 8 月    新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）<br>入所代表社員就任<br>平成23年 6 月    同監査法人退所<br>平成23年 6 月    樋口節夫公認会計士事務所設立<br>平成24年 6 月    当社社外監査役（非常勤）<br>現在に至る | 一株                     |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。
2. 候補者瀬下明人氏及び樋口節夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 瀬下明人氏及び樋口節夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
4. 瀬下明人氏につきましては、経営者として豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 樋口節夫氏は公認会計士の資格を持ち、会計の専門家として、当社の監査等委員以外の取締役の職務の執行について提言・助言を受けることができ、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社と酒井達夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、本議案が原案どおり承認可決された場合は、当社と瀬下明人氏及び樋口節夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## 第5号議案 監査等委員である補欠取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ監査等委員である補欠取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である補欠取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                    | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                          | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| かじわらのりこ<br>梶 原 則 子<br>(昭和32年2月11日生) | 昭和61年4月 第一東京弁護士会登録、梶原法律事務所入所<br>昭和63年10月 成富法律事務所入所<br>平成5年3月 梶原法律事務所入所<br>平成12年1月 山下・遠山法律特許事務所入所<br>現在に至る | 一株                     |

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。
2. 監査等委員である補欠取締役候補者梶原則子氏は、補欠の社外取締役として選任するものであります。
3. 監査等委員である補欠取締役候補者とする理由、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断する理由及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 監査等委員である補欠取締役候補者とする理由について
- 梶原則子氏につきましては、長年の弁護士として培われた法律知識を、監査等委員である取締役に就任された場合に当社の監査体制に生かしていただくため、監査等委員である補欠取締役候補者として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断する理由について
- 梶原則子氏は直接、企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
- 梶原則子氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、当社と梶原則子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。



## 第6号議案 取締役及び監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成5年6月25日開催の第40回定時株主総会において年額3億円以内と決議され今日にいたっておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」、第3号議案「取締役5名選任の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の承認可決を条件として、現在の取締役の報酬額の定めを廃止し、改めて取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役の報酬額を設定することをお諮りするものであります。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額は、経済情勢の変化その他諸般の事情を考慮し、年額3億円以内とさせていただきたいと存じます。なお、使用人兼務の場合の使用人分の給与は含まないものといたします。

監査等委員の報酬額は、監査等委員の職務と責任を考慮し、年額3千万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は5名であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員であるものを除く。）は5名となります。また、第4号議案が承認可決されますと、新たに就任する監査等委員である取締役は3名となります。

**第7号議案** 当社株式等の大量買付行為等に関する対応策（買収防衛策）継続の件  
当社は、平成24年6月26日開催の当社第59回定時株主総会において、当社株券等の大量買付行為等に関する対応策（以下「現プラン」といいます。）の継続を株主の皆様にご承認いただきましたが、その有効期限は、本定時株主総会の終結時までとなっております。

当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上といった観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討をまいりました。その結果、平成27年5月15日開催の取締役会において、現プランを一部修正したうえで本定時株主総会上に上程する旨、決定いたしました（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）。

なお、本プランの継続を決定した取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席し、本プランは当社株式等の大量買付行為等に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しています。

なお、当社は、現時点において、当社株式等の大量買付行為等に係る提案を受けている事実はありません。

## 記

### 1. 基本方針について

#### （1）基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大量買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大量買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大量買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大量買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の株主及び投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるため、以下の取組みをしております。

これらの取組みは、株主及び投資家の皆様をはじめ、お得意先、お取引先、従業員あるいは地域社会等のすべてのステークホルダーから評価され、そして、そのことが株主価値の最大化に資するものであり、上記(1)の基本方針に資するものであると考えております。

### ① 企業理念・経営ビジョンの実現による中長期的な企業価値向上

#### (i) 企業理念

当社は、企業理念として「新しい価値創造に挑戦し、夢あふれる未来づくりに貢献する」を掲げております。これをもって当社は、100年企業を目指し、創業の精神「Yes, We Do!」(みんなで新しいことに挑戦しよう!)を大切に「新しい価値創造先進企業」を目指すとともに、世界の人々に快適さと感動を与える「ものと技術とサービス」を創造し、提供していくことで豊かさと喜びに満ちた社会づくりに貢献してまいります。

#### (ii) 経営ビジョン

当社は、創業60年を迎えるにあたり、その10年後のあるべき姿を「2023経営ビジョン」として策定し、その経営ビジョンを達成するための戦略的支柱として「2023経営戦略の柱」を策定いたしました。そして、これらを中期計画に反映してまいります。

### ② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は取締役会と監査役会という機関設計の下で、戦略的意思決定機能に機動性を持たせるために取締役会をスリム化し、業務執行機能の委譲として執行役員制度を採用しております。

加えて当社は、コーポレート・ガバナンスの強化のために、監査等委員会設置会社へ機関設計を改めることによって、さらなる監査・監督機能を強化し、経営の透明性の向上を図ってまいります。

また、株主及び投資家の皆様のみならず、すべてのステークホルダーに対して等しく情報を開示することで、経営の透明性を更に高めるとともに、経営陣の責任の明確化も図っております。

### ③ 安全で高品質な製品の提供

当社は、品質最優先を品質方針として掲げております。そしてこの品質方針を達成するために、お客様に提供させていただく製品の品質は、関連するすべての業務を積み重ねた結果であるという考えのもと、お客様に安心して使っていただける製品を提供し続けるため、当社グループの一人ひとりが自分の責務を確実に遂行し継続して改善にチャレンジしてまいります。

## 2. 本プランの導入目的と継続の必要性

当社取締役会は、当社株式等の大量買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大量買付行為等を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することを決定いたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大量買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大量買付行為等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大量買付行為等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、当社におきましては、後述いたしますように、株主構成は比較的安定的に推移しております。しかしながら、当社は、買付者が当社に影響力を及ぼすと判断される程度（20%以上）の大量買付行為等を行うときにおいて、株主の皆様のために必要な情報や時間を確保し、買付者と交渉することの重要性は、他の会社と比較しても、何ら変えることはないと考えております。

平成27年3月31日現在における当社大株主の状況及び当社取締役の株式保有状況は、参考資料4「当社大株主及び当社取締役の株式保有状況」のとおりで、当社創業者の親族等及び当社取締役で持株比率43.90%に相当する株式を保有しております。従って、現在は、安定的な株主構成となっております。しかしながら、現在が安定的であっても、それは将来を保証するものではなく、当社株主構成が流動的となる可能性も否定できません。現に、創業者とその配偶者が所有していた当社株式（持株比率22.95%相当）は相続人間で分割相続されています。今後、相続などの事由の発生により、株式が分散し安定性が失われていく可能性があります。また、今後、当社がより一層グローバル視点で事業を

拡大するためにファイナンス等を実施する結果、当社の株主構成に大きな変化が起きることも否定できません。

また、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（概要については参考資料1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役又は社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準ずる者をいいます。以下同じ。）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、参考資料2「独立委員会委員略歴」記載の3氏が就任する予定です。

なお、平成27年3月31日現在における当社大株主の状況は、参考資料4「当社大株主及び当社取締役の株式保有状況」のとおりであり、当社は現時点において当社株式等の大量買付行為等に係る提案を受けているわけではありません。

### 3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

#### （1）本プランに係る手続

##### ① 対象となる大量買付等

本プランは下記(i)又は(ii)に該当する当社株式等の大量の買付又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を以下、「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

(i)当社が発行者である株式等（注1）について、保有者（注2）の株式等保有割合（注3）が20%以上となる買付

(ii)当社が発行者である株式等（注4）について、公開買付（注5）に係る株式等の株式等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

##### ② 買付説明書の当社への事前提出

買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が買付等に際して本プランに定め

る手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。

具体的には、買付説明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び買付説明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する買付等の概要（買付者等が買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（注8）その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 本必要情報の提供

上記②の買付説明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに独立委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、買付説明書を提出していただいた日から10営業日（注9）（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報が、買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに独立委員会の評



価・検討等のために不十分であると当社取締役会又は独立委員会が合理的に判断する場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

なお、買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 買付等の目的（買付説明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、買付等の対価の種類及び金額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）
- (iii) 買付等の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定してい

る合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

(viii) 買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

(ix) 買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

(xi) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等から買付等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

#### ④ 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

##### (i) 独立委員会による当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付説明書及び追加提出された本必要情報等の情報の内容と当社取締役会の事業計画等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（ただし、原則として30日間を超えないものとします。）に買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料、及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することができます。

##### (ii) 独立委員会による検討作業

当社取締役会及び独立委員会は、買付者等から情報・資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと認めた場合、対価を円貨現金のみとする公開買付による当社の株式等の全ての買付の場合は原則として60日間を超えない検討期間、その他の買付等の場合は原則として90日間を超えない検討期間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定するものとします。



ただし、独立委員会検討期間は、独立委員会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします（ただし、原則として30日間を超えないものとします。）。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に、株主及び投資家の皆様に開示いたします。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行うものとします。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、自ら又は当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主の皆様に対する当社の代替案の提示を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

#### (iii) 株主及びステークホルダーに対する情報開示

独立委員会は、自ら又は当社取締役会等を通じて、買付者等から買付等の提案がなされた事実とその概要、提出された本必要情報の概要及び独立委員会による検討内容（独立委員会検討期間の開始日及び終了日を含みます。）その他の状況のうち独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### ⑤ 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記(i)及び(ii)に定める勧告をした場合、その他独立委員会

が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自ら又は当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行います。

(i) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、当該買付行為がたとえば以下(i)から(ホ)に掲げる事由により、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

なお、下記(i)から(ホ)の要件に該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

- (イ) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (ニ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等に

より処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売却をする目的で当社の株式等の取得を行っている」と判断される場合

(ホ) 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要する虞があると判断される場合

#### ⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### ⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i) 買付者等が買付等を中止した場合又は(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### ⑧ 買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは買付等を開始することはできないものとします。

## (2) 本新株予約権の無償割当ての概要

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、参考資料3「新株予約権無償割当ての要項」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

## (3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様からご承認が得られた場合には、当該承認決議の時から平成30年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会又は独立委員会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止又は本プランの内容について、当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実

及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行います。

#### 4. 本プランの合理性

##### （１）買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しているとともに、企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

##### （２）企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続されるものです。

##### （３）株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを継続の条件としております。

また、本定時株主総会においてご承認頂いた後においても、上記３．（３）に記載したとおり、その後の当社株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様の意思が十分に反映される仕組みとなっております。

##### （４）独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役又は社外有識者から選任される委員３名以上により構成されます。

また、当社は独立委員会の判断の概要については必要に応じ株主及び投資家の皆様に情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3. (1) ⑤に記載したとおり、予め定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記3. (1) ④に記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (3)に記載したとおり、本プランは、当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は1年であり、また、任期が2年の監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 5. 株主及び投資家の皆様への影響等

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時点においては、本新株予約権の発行自体は行われません。従って本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記3. (1)に記載したとおり、買付者等が本プランを遵守するかどうか等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。



## (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償で割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3. (1) ⑦に記載の手続き等に従い対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。たとえば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株あたりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により、損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

## (3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することにな

るため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。
- (注9) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
- (注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。



## 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大量買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社の社外取締役又は社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準ずる者）のいずれかに該当する者の中から当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で善管注意義務及び秘密保持義務に関する条項等を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、従業員その他必要と認める者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
7. 独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は、原則として委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故があるときその他やむをえない事由があるときは、当該委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
8. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。独立委員会は、決議の事実とそ

の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自ら又は当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

なお、独立委員会の各委員は、決定等に当たっては、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
- (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
- (3) 本プランの廃止又は変更
- (4) 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報、意見、代替案、資料の決定及びその回答期限
- (5) 独立委員会の検討期間の設定（ただし、原則として対価を円貨現金のみとする公開買付による当社の株式等の全ての買付の場合は原則として60日間を超えない検討期間とし、その他の買付等の場合は原則として90日間を超えない検討期間とする。）及び当該期間の延長
- (6) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

9. 独立委員会は、8. に定める事項に加え、以下の各号に記載される事項を行うことができる。

- (1) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- (2) 買付者等との交渉・協議
- (3) 代替案の検討
- (4) 株主に対する代替案の提示
- (5) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- (6) 当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

10. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

独立委員会委員略歴

1. 瀬下 明人（当社社外取締役（監査等委員である取締役）候補者）

昭和44年4月 日信工業㈱入社  
平成4年4月 同社経理部センター長  
平成14年1月 同社事業センター事業企画室長  
平成16年7月 同社購買部長  
平成18年4月 アケハイ工業㈱代表取締役社長  
平成19年5月 同社退社  
平成19年6月 日信工業㈱常勤監査役  
平成19年6月 ㈱ショーワ監査役（非常勤）  
平成21年6月 日信工業㈱及び㈱ショーワ退社  
平成23年6月 当社社外監査役（非常勤）  
現在に至る

2. 樋口 節夫（当社社外取締役（監査等委員である取締役）候補者）

昭和49年4月 監査法人中央会計事務所（後のみずず監査法人）入所  
昭和60年8月 同監査法人社員就任  
昭和63年6月 同監査法人代表社員就任  
平成19年7月 みずず監査法人退所  
平成19年8月 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所代表社員就任  
平成23年6月 同監査法人退所  
平成23年6月 樋口節夫公認会計士事務所設立  
平成24年6月 当社社外監査役（非常勤）  
現在に至る

3. 梶原 則子（弁護士）

昭和61年4月 第一東京弁護士会登録、梶原法律事務所入所  
昭和63年10月 成富法律事務所入所  
平成5年3月 梶原法律事務所入所  
平成12年1月 山下・遠山法律特許事務所入所  
現在に至る

## 新株予約権無償割当ての要項

### 1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株あたりの金額は1円以上で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

### 7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者（注1）、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者（注2）、(4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者（注3）（こ

これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

#### 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(注1) 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注2) 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注3) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

## 当社大株主及び当社取締役の株式保有状況

平成27年3月31日現在の当社大株主及び当社取締役の株式保有状況は、以下のとおりであります。

記

## 1. 当社大株主の株式保有状況（上位10位）

| 順位 | 株 主 名               | 所有株式数<br>(株) | 議決権比率<br>(%) | 持株比率<br>(株) | 備 考       |
|----|---------------------|--------------|--------------|-------------|-----------|
| 1  | 渡辺 まり               | 1,623,256    | 9.42         | 9.21        |           |
| 2  | KAWAMOTO CMK(株)     | 1,620,000    | 9.40         | 9.19        |           |
| 3  | J 河本(株)             | 1,620,000    | 9.40         | 9.19        |           |
| 4  | 河本 太郎               | 1,423,471    | 8.26         | 8.08        | 当社取締役会長   |
| 5  | 河本 次郎               | 1,423,471    | 8.26         | 8.08        | 当社代表取締役社長 |
| 6  | 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) | 1,272,500    | 7.38         | 7.22        |           |
| 7  | フコク取引先持株会           | 851,950      | 4.94         | 4.83        |           |
| 8  | フコク従業員持株会           | 513,597      | 2.98         | 2.91        |           |
| 9  | (株)みずほ銀行            | 311,789      | 1.80         | 1.77        |           |
| 10 | 日本マスタートラスト信託銀行(株)   | 301,200      | 1.74         | 1.71        |           |

(注) 当社は367,133株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

## 2. 当社取締役の株式保有状況

| 氏 名   | 役 位     | 所有株式数<br>(株) | 議決権比率<br>(%) | 持株比率<br>(株) | 備 考     |
|-------|---------|--------------|--------------|-------------|---------|
| 河本 太郎 | 取締役会長   | 1,423,471    | 8.26         | 8.08        | 当社第4位株主 |
| 河本 次郎 | 代表取締役社長 | 1,423,471    | 8.26         | 8.08        | 当社第5位株主 |
| 猪原 昭  | 取締役     | 3,000        | 0.01         | 0.01        |         |
| 中澤 章  | 取締役     | 3,100        | 0.01         | 0.01        |         |
| 町田 省司 | 取締役     | 14,831       | 0.08         | 0.08        |         |
| 合 計   |         | 2,867,873    | 16.64        | 16.28       |         |

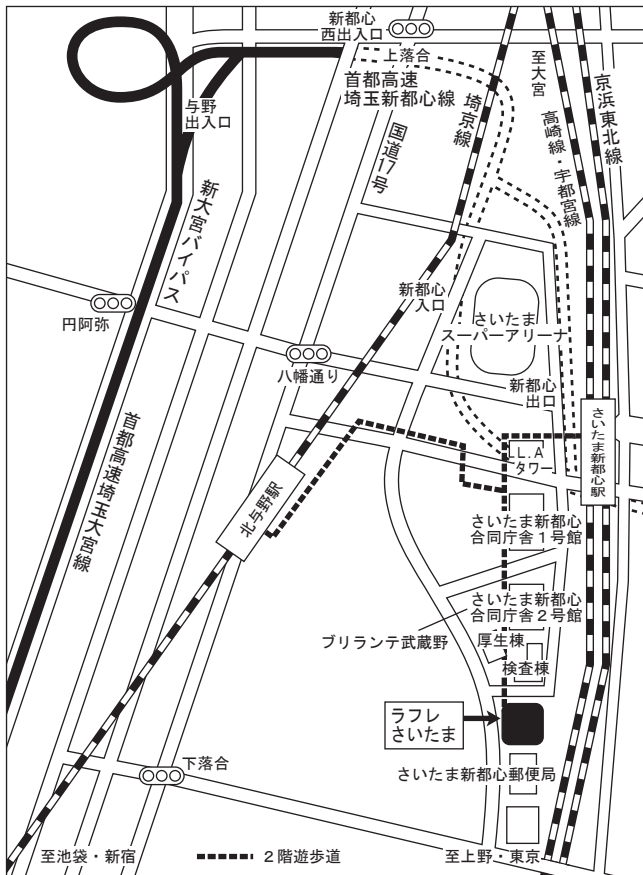
以上

## 株主総会会場ご案内図

埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2

ラフレさいたま 桜ホール（3階）

電話 048 (601) 1111



### ■電車をご利用の場合

- ・J R京浜東北線・高崎線・宇都宮線「さいたま新都心駅」下車徒歩7分
  - ・J R埼京線「北与野駅」下車徒歩10分
- ※東北・上越新幹線をご利用の方は「大宮駅」でお乗り換えください。

### ■車をご利用の場合

- ・首都高速埼玉新都心線新都心出口すぐ→ラフレさいたま
- ※B1F・B2Fに駐車場完備